

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 70 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p><u>（休息时间）</u></p> <p><u>第26条の6 市町村教育委員会は、所定の勤務時間のうちに</u> <u>、県人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くもの</u> <u>とする。</u></p>	<p>第26条の6 削除</p>
2	<p>別表第2 教育職給料表（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>別表第2 教育職給料表（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成 19 年4月1日から施行する。